

盛岡市知的障害者デイサービスセンター条例について

平成 16 年 2 月 23 日
保 健 福 祉 部

1 しらたき学園移転新築の概要

- (1) 施設の位置 盛岡市川目第 15 地割 1 番地 6
- (2) 敷地面積 5,959.37 m²
- (3) 床面積 1,174.44 m²
- (4) 構造 鉄骨造平屋建
- (5) 定員 通所授産 50 人, デイサービス 20 人
- (6) 施設内部
 - ・ 共用：玄関及び風除室, 玄関ホール, 事務室, 医務室, 会議室兼相談室, 食堂等
 - ・ 通所授産：作業室 (3 室), 更衣室, トイレ, シャワー室, 木工機械室等
 - ・ デイサービス：日常訓練室兼社会適応訓練室, 作業室, 浴室, 静養室, 相談室, トイレ等

2 提出議案

盛岡市知的障害者デイサービスセンター条例について

3 提案の理由

議会初日に「盛岡市知的障害者デイサービスセンター条例」を提案し, その後, 指定管理者指定の手続きを行い, 議会最終日に「指定管理者の指定」の議案を提案したいものであること。

4 指定管理者の指定

- (1) 知的障害者デイサービスセンターは, 授産施設である「しらたき学園」と一体の施設として整備されており, 分離して運営することが困難であること。
- (2) 「しらたき学園」とデイサービスセンターの運営を一体的に行うことにより, 経済性, 効率性が図られることから, 盛岡市社会福祉事業団を指定管理者に指定しようとするものであること。